

広島県告示第五百十九号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第二号）による改正前の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則の一部を改正する規則（令和六年広島県規則第十八号）による改正前の広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託を受けて納付を行うことができ る歳入及び歳入歳 出外現金の内容	歳入及び歳入歳出 外現金の納付の委 託を受けることが できる期間
ひろぎんクレ ジットサービ ス株式会社	広島市中区紙屋 町一丁目三番八 号	令和六年三月 二九日	広島県立広島がん 高精度放射線治療 センターにおける 文書料、診察券再 交付手数料及び医 師面談料	令和六年四月一日 から令和一一年三 月三十一日まで